The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「履修登録猶予期間」の設定及び単位の実質化に関する先進的取組事例に係る調査報告
Author(s)	早田, 幸政; 望月, 太郎; 中村, 征樹
Citation	大阪大学大学教育実践センター紀要. 2010, 6, p. 43-53
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10603
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『大阪大学大学教育実践センター紀要』第6号（2009），pp.43－53

【調査報告】

「履修登録猶予期間」の設定及び単位の実質化に関する先進的取組事例に係る調査報告

早田　幸政・望月　太郎・中村　征樹

Report on the Leading Cases Regarding the Period of Registration and the Embodiment of the Credit System

Yukimasa HAYATA, Taro MOCHIZUKI and Masaki NAKAMURA

With the aim of improving the educational environment, the Institute for Higher Education Research and Practice（IHERP），the department responsible for undergraduate general education at Osaka University, is regularly holding hearings for its main beneficiaries, first-year students. In these hearings, we found that most students had a strong desire for a preliminary period to experience the actual classes before registration. In order to examine the feasibility of its implementation on our university, we conducted three hearings, investigating the universities that have already implemented the preliminary periods of registration. This paper will present the results of our investigations, the problems of implementation which might be caused by the imperative for "the embodiment of credit system," and possible solutions.

はじめに　―本調査の目的―

大学教育実践センターは，「学生クラス代表者懇談会」を定期的に開催し，教育条件や教育環境を中心に学生の意見を聴取し，教育改善の重要な契機としてきた。その中で，履修登録に当り，授業内容を十分理解するための登録猶予期間を設けることについて，学生から要望の声が上がっていることが判明した。

そうした要望が寄せられている一方で，昨今の中央教育審議会諸答申は，「単位の実質化」を確保する一環として，1セメスター2単位の講義科目については，1回2時間，合計15回の授業時間を確保することを強く要請している。

本調査は，履修登録猶予期間の制度を何らかの方式においてすでに導入している大学を対象に，そうした制度を，上記「単位の実質化」の要請とどう整合させつつ，これを有為に運用させているかを解明することを目的とするものである。

なお，本調査は，高等教育研究開発部門が中心となって進めたものであるが，同部門に対しては，平成21年度年度計画等により，教育内容・方法に関する先進事例の調査・検討を進めることや，大学教育の成果・効果を測定・評価する仕組みの具体的な調査・検討を進めることが求められており，本調査並びにその分析結果・方向性の提示は，上述の趣旨にも適うものであると考える。

1．調査の方法

本調査にあっては，伝聞等により，何らかの方式において系統的な履修登録猶予期間制度を設けているといわれる大学について，その是非の確認を行った。その上で，それら大学が，Web等を通じて公表している教育課程等に関わる情報・データの検討を行い，共通教育や教養教育等に係る部分を中心にそれら大学の教育システムの検討を行った。

こうした検討を経て，聴き取り調査の対象として選んだのが，金沢大学，国際基督教大学（ICU），東北大学であった。

これら3つの大学に対しては，おおよそ，次に掲げる事項を中心に質問を行った。

・どういう理由・背景の下に，履修登録猶予期間制度を導入したのか。
・同制度は，他の学生による履修登録に関する制度，例えば，キャップ制やGPA制度などと連動しているのか。
・貴学では，同制度を具体的にどのような仕掛けで運用

しているのか。一例として，同制度は，共通教育に配当されている全科目に対し，斉一的に適用されているのか，もしくは，適用外の科目，科目群といったもの（例えば言語（外国語）系科目，健康スポーツ系科目など）は存在するのか。

・授業科目登録までの猶予期間・ガイダンス期間の授業の実質を担保するため，同期間において「仮履修登録制度」を設けるということについてどう考えるか。

・履修登録者名簿の確定が遅れることに伴い，何らかの弊害がもたらされてはいないか。

・関連して，授業は10週又は15週に亘る期間を単位として行うというような単位制度の厳格運用を求める昨今の高等教育政策の趣旨との関係において，どのように同制度を運用しているのか。政策の趣旨と背反していると思われないかどうか。

・同じく関連して，同制度の実施に伴う事務局の負担に特段の問題はないか。

・同制度の実施に伴い，貴学では，どのようなことが利点・問題点として認識されているか。

以下，これら３大学とのやり取りを各項目別に整理しその分析・検討を行った上で，当面の課題と方向性を提示する。なお，３大学に関わる記述の順序は，聴き取り調査を実施した日付の順とした。

２．金沢大学

（１）訪問調査の概要

［訪問調査日時］平成21年６月30日13：00～14：15
［訪問調査場所］金沢大学総合教育棟
共通教育機構長室
［訪問調査者］
早田幸政（大阪大学大学教育実践センター教授）
中西浩（大阪大学学際融合教育研究センター教授）
島本英樹（大阪大学大学教育実践センター専任講師）
［訪問調査先対応者］
笠井純一（金沢大学共通教育機構長）
西山宣昭（金沢大学共通教育教務・学生委員長）
直江賢治（金沢大学学生部学務課共通教育副課長）
堂口肇（金沢大学学生部学務課共通教育学務係長）
（注）上記肩書きは，いずれも訪問調査時のもの。

（２）金沢大学の概要

金沢大学は，北陸地域の基幹国立大学である。

平成20年５月１日現在，同学の在籍学生数は，10,394名である（別科生，科目等履修生を除く）。このうち，学士課程学生8,007名，大学院学位課程学生2,387名である。

学士課程は，３学域16学類での構成となっている。各学域及びその各々に属する学類の名称を以下に示す。

「人間社会学域」には，「人文学類」，「法学類」，「経済学類」，「学校教育学類」，「地域創造学類」，「国際学類」が属している。

「理工学域」には，「数物科学類」，「物質化学類」，「機械工学類」，「電子情報学類」，「環境デザイン学類」，「自然システム学類」が属している。

「医薬保健学域」には，「医学類」，「薬学類」，「創薬科学類」，「保健学類」が属している。

金沢大学の入学者選抜は，「学類」単位で行われている。

同学の共通教育の開講科目数は1,041，受講者数は，約47,000名(※)である。

（※）１コマごとの受講者を1,041開講コマにわたって積算した結果として「受講者数は，約47,000名」となる。この実績は，平成20年度前期と後期を合算したものである。

（３）金沢大学の共通教育の「教育目標」

金沢大学の共通教育の「教育目標」は，「時代の変化に対応できる基礎的な知識・思考法」，「自ら課題を発見・探究・解決する能力」を涵養するとともに，「人権・共生の時代にふさわしい感性・倫理観・問題意識を有し，国際性と地域への視点を兼ね備えた，リーダーシップを発揮できる市民」の育成を目指すことにある。

（４）GPAの導入状況について

共通教育の教育課程全体を通じ，GPA制度が導入・施行されている。

学類のコース配属に当り，GPAの結果が重視される。履修した授業科目において最終試験を受けなかった場合，「放棄」として扱われ，「評価０」となるので，学生は，１セメスターにおいて，自分が一体，どの授業科目を登録したかの確認について，かなりナーバスになっている，とのことであった。

（5）「くさび型」の共通教育カリキュラム

金沢大学の共通教育カリキュラムは，いわゆる「くさび型」の構造をとっており，建前として，学士課程の在籍学生の全てが，共通教育カリキュラムに組み込まれている授業科目を履修することが，原則可能となっている。

とはいえ，工学系及び医薬系では，3年進級の条件に共通教育科目の単位充足を求めていることから，理系学生について言えば，2年次までに，共通教育の単位を揃えざるを得ない状況にある。

その一方で，理系の実験科目や教職などの一部科目において，2年次以上の学生にしか履修を認めないものもある。3年次以上の学生にしか履修を認めないものも，わずか1科目ではあるが存在する（「東洋医学」）。

なお，学域・学類への移行に歩調を合わせ，高学年に至って始めてアドバンスの英語の必要性を感じた学生のために，全学統一の時間帯（専門科目を極力入れない時間帯）を設定して「4年一貫英語特修プログラム」を立ち上げるという試みがなされた。しかし高学年の履修者がほとんどいなかったため，同プログラムは，2年で消滅した。

（6）キャップ制の導入状況について

共通教育の教育課程全般を通じ，キャップ制が導入されている。

1セメスターの履修登録上限は，24単位。2セメスター（通年）で，48単位となる。

（7）ガイダンス期間について

① 科目ガイダンス

共通教育の教育課程において，授業開始当初期間に，「ガイダンス期間」が設けられている。

学期開始第1週目の授業では，授業内容などの説明（授業ガイダンス）や受講者数の調整が行われ，これを「科目ガイダンス」と呼ぶ。

② ガイダンス期間での履修登録に必要な準備

学生は，受講票を保持し，科目ガイダンス等に臨むものとされている。

受講票には，白色の受講票と優先受講票である緑色の「アカンサスカード」の2種類がある。アカンサスカードは，1年生と2年生については学生1人に対し，各学類の学務係より2枚割り当てられる。3年生以上については配付を希望する学生1に対して，共通教育学務係より1枚配られる。

アカンサスカードは，後述のスクリーニングテストを行う授業科目の履修登録の際には使用できない。

③ 授業登録の手続

(A) 科目ガイダンスへの参加

科目ガイダンスへの参加は，以下のように行われている。

i）履修希望科目の科目ガイダンスに参加し，受講を希望する場合は，担当授業教員に受講票を提出する。但し，シラバスに記載の「適正人数」の制限に基づき，受講者数調整が行われる場合がある。受講者数調整の仕方としては，「抽選」もしくは「スクリーニングテスト」によるいずれかであり，その方法はあらかじめシラバスで明示されている。なお，「抽選」の場合，アカンサスカードが優先的に扱われる。

そして，科目ガイダンスの期間中，通常の授業時間の開始・終了のチャイム以外に，前半の終了時と後半の開始時にチャイムが鳴る。

なお，適正人数に達しなかった科目については，「後半」で科目ガイダンスが行われ，そこで再び受講票の受付が行われる。その一方で，科目ガイダンスの「前半」で適正人数に達した授業科目については，当該教員の判断で，前半に引き続き，「後半」で授業を続行することもできる。

前半	40分	授業ガイダンスと受講者数調整
休憩	10分	移動（抽選に漏れた場合などを含む）
後半	40分	授業ガイダンスと受講者数調整 （実施しない授業もある）

ii）提出した受講票が担当授業教員に受理されれば，授業担当教員から履修許可されたことになるので，履修登録期間中に，その授業科目の履修登録がなされる。

iii）科目ガイダンスで受講票を受理した人数の状況は，速やかに「受講状況表」によって，学生に告知されるので，適正人数に達していない授業科目がこれに拠って判明する。これらの授業科目では，第2週目の授業時間の最初の10分に限り，受講票の受付がなされる。その場合，科目ガイダンスに出席することなく，学生に履修登録する権利が認められることも意味している。

(B) 履修（許可）登録の手続

履修（許可）登録の手続は，以下の流れで行われる。

教　　員	学　　生
＜第１段階＞ 受講票を受理する。 ＜第２段階＞ 授業開始４週間目以降に履修者名簿が届くので、手元にある受講票と照合する。 ＜第３段階＞ 履修者名簿で、出席を取り、名前がないものは受講資格がないことを告げる。 ＜第４段階＞ 名簿から削除が必要な場合は所定の様式で、共通教育学務係へ報告する。	＜第１段階＞ 受講票が受理される。 ＜第２段階＞ インターネットの金沢大学「アカンサスポータル」から履修登録をする。 ＜第３段階＞ 履修許可表を全て確認し、希望通りでないものはインターネットの上記「アカンサスポータル」から訂正する。 ＜第４段階＞ 訂正後の履修許可表で、最終的な履修許可内容を確認する。 ＜第５段階＞ 教員からの履修許可取り消しがあった学生には、共通教育学務係から通知する。

学生の履修登録の視点から，履修（許可）登録手続をさらに詳しく，以下に説明する（章末の「学生の履修登録の流れ」も併せ参照）。

第１に，共通教育において何を履修するかについて，履修案内，シラバス，時間割表などを基に，当該学生自らの履修に関わる「時間割予定表」を作成する。

第２に，各学類の学務係または共通教育学務係より，「アカンサスカード」２枚または１枚を受け取る（なお，科目ガイダンスの際には，「受講票」と上記「アカンサスカード」を用いて履修登録の申し出をすることになるが，「受講票」は『共通教育履修案内・授業時間割表』に予め綴じられているので，履修登録申し出の場合，これを切り離して使用する）。

第３に，履修登録を希望する各授業科目の「科目ガイダンス」に出席し，「アカンサスカード」もしくは通常の「受講票」を，担当教員に提出する。

第４に，担当教員は，抽選もしくはスクリーニングテストによって，受理の可否をその場で決定する（抽選に際し，「アカンサスカード」には受理に係る優先権が与えられる）。不受理の場合，その場で，その受講票を当該学生に返却する。

第５に，学生は，「受理」されたすべての授業科目について，インターネットから金沢大学「アカンサスポータル」を開き，そこに上記授業科目を入力して申請する。

第６に，学生は，「授業科目履修許可表」を受領し，申請に間違いがないかどうかの確認をする。学務係から，特段の指示がなければ，その時点で，履修登録は完了する。

④　履修登録において選択の幅が制限されているもの

履修登録において選択の幅が制限されているのは，以下の科目（群）についてである。

(A) 必修科目について

必修科目には，「大学・社会生活論」，「初学者ゼミ」，「情報処理基礎」，（理工学域及び医薬保健学域の）「基礎科目），各学類の専門科目（紙ベースのシラバス，時間割配布前に，Web版シラバスで，学生は専門科目の時間に開講される授業科目を知ることが出来る），がある。

(B) 言語科目について

「英語」については，必修の学類は，「英語Ｉ」を２コマ入れるのが標準である。「初習言語」については，必修の学類では，「初習言語A」を２コマ入れるのが標準である。なお，この点については，学類ごとに，細かな指導があるので，「共通教育履修案内」，「初習言語ガイドブック」に拠って，所要の授業科目を履修登録する

ことが必要である。

但し，必修であると否とを問わず，全ての科目について，学生には，登録時に，受講票の提出を義務付けている，とのことであった。

なお，上記「基礎科目」は，必須でなおかつクラス指定となっており，その成績如何によって，専門の進路選択にも大きく影響するので，学生にとっては，どの教員の担当する授業に振り分けられ，いかなる採点がなされるか，ということに非常に敏感になっている，とのことであった。

（8）ガイダンス期間設定に伴う履修登録の事務量について

金沢大学の履修登録は，「ガイダンス期間」を制度として導入し，インターネットから接続できる「アカンサスポータル」と「受講票」の2段構えで行われていることから，このことに随伴しその事務量において煩瑣な面がある，とのことであった。また，履修登録作業開始に当り，電算システムのメンテナンスが必要で，そのセッティングにある程度の時間を要するとのことであった。教室変更については，シラバスで，事前に，各科目ごとの「適正人数」が公知されているので，変更に伴う混乱は発生しないとのことであった。なお，「適正人数」を下回った科目につき，教員の側から教室変更の申し入れがあった場合，これに柔軟に対応しているとのことであった。

【参照資料】

・金沢大学共通教育機構『共通教育科目履修案内・授業時間割表　2009』
・金沢大学共通教育機構『共通教育機構と共通教育科目の担当等に関する教員マニュアル　2009』

＜学生の履修登録の流れ＞

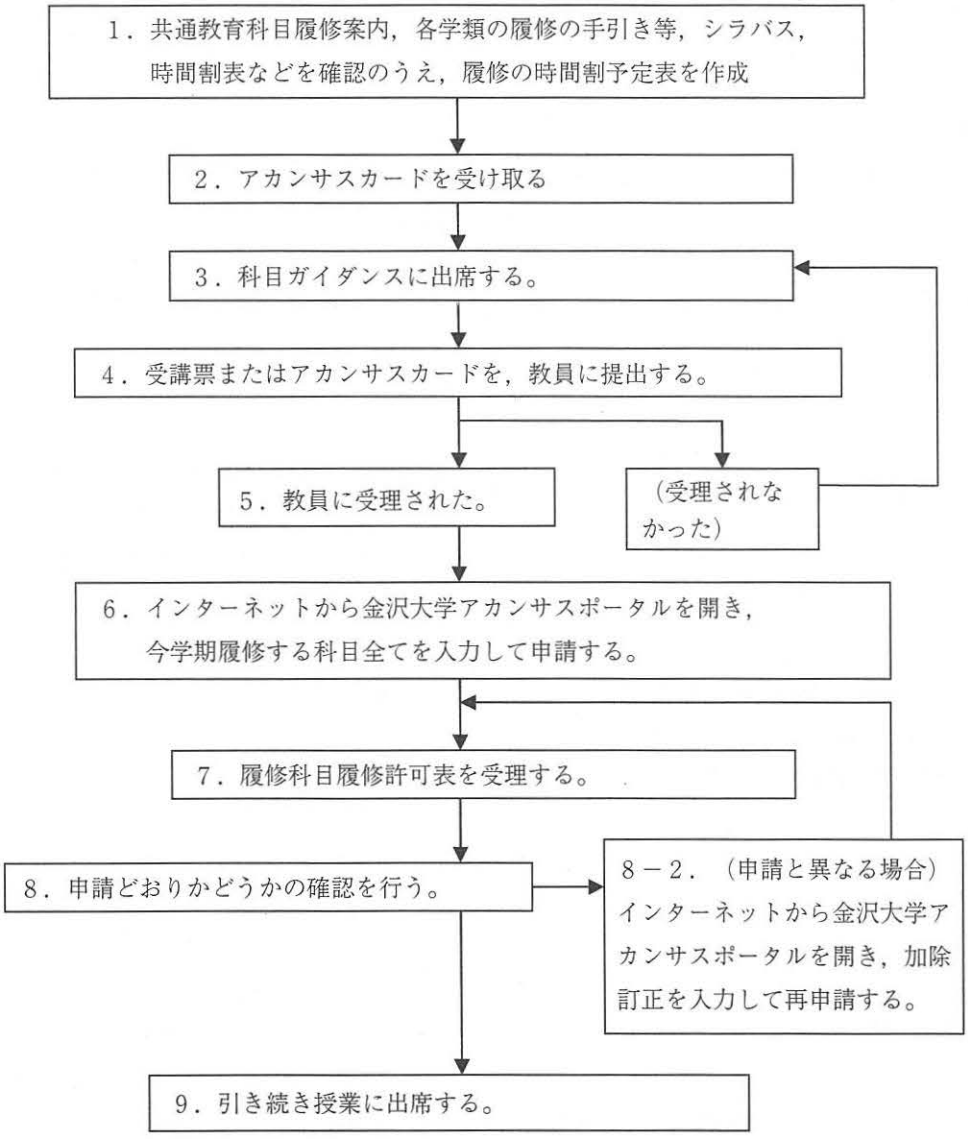

3．国際基督教大学　―国際基督教大学（ICU）教養学部における登録変更制度について―

ICU教養学部には「登録変更」という制度と「Late Registration」という制度がある。

・Late Registrationとは，指定の登録日に登校できなかった学生が，経費を自己負担で支払い，登録日以後の4日間のあいだに登録するという制度である。
・登録変更制度は，一旦登録した履修科目を，登録後，学期始めの所定の期間中に変更することができるという制度である。

登録変更制度の概要

2009年度春学期（注：ICUは3学期制である）の場合，

登録日：4月9日
登録変更期間：4月16-20日

この期間に学生は登録日に登録した科目を変更することができる。

・最初の一週間の授業を受けた後，その授業への出席を止めて別の授業の受講を申請，履修を登録することができる。
・登録日に履修登録する際にはアドバイザー(※)のサインが必要であるが，登録変更期間における登録変更に際してはアドバイザーのサインは不要。

(※) アドバイザー制度：学生一人ひとりに教員がアドバイザーとして履修，学習，その他の指導に当たる制度。毎学期の履修登録に際しては，登録用紙にアドバーザーのサインが必要。また，成績表を受領する際にもアドバイザーのもとを訪れ，アドバイザーから成績表を受け取り，助言を受ける。

◎　但しGE科目（General Education: 一般教育科目），及びELP科目（English Language Program，1～2年次必修），体育実技科目は，扱いが異なる。

・これらの科目は，前の学期に（新入生の場合，最初の学期については，入学ガイダンス期間中に）あらかじめ予備登録が行われる。
・GE科目，ELP科目，体育実技科目は，前の学期に行われた予備登録において希望科目の履修が認められた場合には，それを登録変更期間中に変更することはできない。
・予備登録に際しては，受講希望者が教室の定員を超えてしまい，抽選に外れる学生が発生するが，そのような学生のために二回目の予備登録が前の学期中に行われる。
・また，当学期の登録日に，空席のあるGE科目が公表される。空席のあるGE科目については，登録変更期間中に登録申請することができる。

問題点に関する質疑応答

質問者：望月太郎（大阪大学大学教育実践センター教授）
回答者：佐野好則（国際基督教大学教養学部上級准教授）

（登録変更期間中の出・欠席の扱い）

【問】その一週間の出・欠席の扱いは，どうなるのでしょうか。別の授業に移った学生は，最初の一週間については欠席扱いとなるのでしょうか。

【答】登録期間中の出欠については，私は一応記録はつけますが，この期間中は他の授業に出ることを大学が公的に認めているわけですから，成績には反映させません。この点について，大学執行部から指示があるわけではないので，教員によって対応に差があるかもしれません。

（登録変更期間中の授業回数について）

【問】ICUの場合，多くの授業が月水金あるいは火木土の週3コマ（1コマ70分が標準）であり，一週間の登録変更期間中，最大3コマの授業に出ることができるので，学生は授業の様子をそこそこ観察したうえで変更するかしないかを判断できると思うのですが，その辺りについては，いかがでしょうか？

【答】教員の側では，登録変更の制度があることを意識して，学期の最初の授業の際に，授業の内容だけではなく，課題の量や評価の基準についても説明し，学生の側もそのような点について質問します。ですから，その授業に出るか止めるか判断するのは，一週間その授業に出た印象というよりも，一回目の授業での教員の説明とそこでの学生の質問に対する教員の返答によるものと考えてよいと思います。

（一学期当たりの授業回数について）

【問】登録変更期間に含まれる授業回数は，一学期間の授業回数のうち何回分でしょうか（法的問題点として，授業回数は，一般には2単位の授業の場合，1学期あたり90分－15回＝1350分（22時間30分）なければならないというのがタテマエですが，最初の一週間分を差し引いて，1350分をクリアするのかどうか？）。

【答】授業の大半（ＧＥも）は週３コマ（３単位）ですが，専任教員は月水金に１コマずつ，または火木に１コマと２コマにわける場合，さらには最近は通常の１コマ70分ではなく，１コマ105分を月木，または水金に１コマずつ授業する場合が多いです。これらの場合，登録変更期間であるゆえに学生が他の授業に出るために欠席するのは，70分のコマ１つか２つ分，あるいは105分のコマ１つ分の場合がほとんどだと思います。問題は多くの非常勤講師担当科目の場合一日に３コマを縦に並べている（５－６－７時限）ことです。この場合，学生は登録変更期間であるために他の授業に出ると70分３コマ分欠席することになってしまいます。平均すると，１学期には１つの授業について70分のコマが大体27コマ分位ですで，３コマ欠席すると九分の一休んでしまうことになりますね。法的に大いに問題だという気がしますが，ICUが文科省に睨まれているのかどうか，わかりません。

（必修科目の扱い）

【問】キリスト教概論のような必修GE科目の場合も，他のGE科目と同じように扱われているのでしょうか。つまり，抽選に外れると空席のあるクラスに登録するしかない，という具合なのでしょうか。

【答】はい。キリスト教概論は必修科目であるため，毎学期必ず複数の授業をオファーするようにして，学生の不便を軽減するよう配慮はしていますが。

（外国語科目等の扱い）

【問】外国語科目（ELPを除く）などの場合，最初の一週間を欠席すると，学習に支障を来す恐れがあるように思われますが，その辺の実情はいかがでしょうか。教員の配慮があるのか，それとも学生の頑張りで追いつきなさい，ということなのか。ご担当の古典語などの場合，いかがでしょうか。

【答】私が担当する古典語の授業の場合，初等文法の最初の授業を欠席した学生がいる場合，面倒ですが個人的に指導します。ドイツ語やフランス語のように受講者が多い外国語の場合，このような対応は無理ですから，学生個人の努力に任せるしかない気がします。

（GPA制度及びキャップ制との関連）

【問】アドバイザーは，学生のGPAを確認した上で学生の履修計画を承認することと存じます。１学期あたりの登録単位数の上限は何単位でしょうか。登録変更制度を悪用して，期間中に許された単位数を超えて登録するケースなどありませんか。また，GPAとキャップ制との関係は，現在どうなっているでしょうか。

【答】登録日にアドバイザーが履修計画を承認してサインする際に，通常のキャップである13と１／３単位を越えて18単位まで登録を許すかどうか決めて，履修登録用紙の所定の欄にチェックします。（１／３がつくのは，体育実技が１／３単位だからです。）この許可を登録日にもらえなかった学生は，登録変更期間中にキャップを越えて登録変更をすることはできません。アドバイザーは学生のGPAを見て履修計画を承認するなり，変更をアドバイスするなりしますが，キャップを越えた履修を許すかどうかは基本的に各アドバイザーに委ねられています。但し，キャップの範囲内で毎学期履修すれば無理なく卒業できるのだから，前学期の成績が振るわなかった場合には，キャップを越える許可をなるべく出さないように，という指示が学部長から毎学期来ます。

【問】GPAに関して，現在もロー・グレード制（３回連続ロー・グレードで除籍処分）は運用されていますか。

【答】累計四回ローグレードの場合と，連続三回ローグレードの場合は，除籍処分というルールになっています。これらの場合，本人と保証人（普通は親）に除籍処分になる旨の手紙が送られます。但し，そのような学生が反省し，勉学を続ける意思を強く持つ場合には，学部長との面接を受けて，在学を認められる場合があります。この場合，その学期の履修単位のキャップは９単位です。また，累計ローグレード三回の場合と連続二回の場合は，キャップが11単位になります。

４．東北大学

（１）訪問調査の概要

［訪問調査日時］2009年11月４日　９：30～10：45
［訪問調査場所］東北大学教育・学生支援部
３階小会議室
［訪問調査者］
中村征樹（大阪大学大学教育実践センター准教授）
［訪問調査先対応者］
関内隆（東北大学高等教育開発推進センター
副センター長）
乳井まさこ（東北大学教育・学生支援部教務課
全学教育企画係長）
阿部貴美子（東北大学教育・学生支援部教務課
全学教育実施係長）

（２）東北大学の概要

東北大学は東北地方の基幹国立大学である。

平成21年５月１日現在，同学の在籍学生数は，17,949名である。このうち，学士課程学生10,967名（内，留学生127名），大学院課程学生6,881名（内，留学生823名）である。

学士課程は，文学部，教育学部，法学部，経済学部，理学部，医学部，歯学部，薬学部，工学部，農学部の10学部からなり，入学定員は全学部で2,373名である（平成21年度；なお外数として，３年時編入学者が36名）。そのほか，大学院課程や研究所など，16研究科，５研究所などから構成されている。

（３）東北大学の全学教育（教養教育）の特徴

東北大学の全学教育は，新たな社会や学問を想像できる指導的人材の育成という東北大学の教育理念に基づき，専門教育や大学員教育への展開のための学問的・人間的な基盤の形成を理念としている。

全学教育と専門教育の関係として，全学教育は，全学の教員が全学体制で全学の学生，または２つ以上の学部の学生に対して行う科目の教育として位置付けられている。

全学教育には，「基幹科目」（「人間論」「社会論」「自然論」の３科目群から構成），「展開科目」（「人文科学」「社会科学」「自然科学」「総合科学」の4科目群から構成），「共通科目」（「転換・少人数科目（基礎ゼミ）」「外国語」「情報科目」「保健体育」の４科目群と「留学生対象科目」から構成）の３科目類からなる教育課程が設定され，科目群ごとに授業が構成され実施されている。

全学教育科目は，１・２年次の学部学生を主な対象として開講されている。そのほか，学部課程の学生，大学院の学生，他大学の学生，一部高校生なども受講しており，全受講者は約5000名である。

（４）履修登録について

①履修登録期間

第１セメスターについて，授業開始時から２週間を履修登録期間とし（平成21年度第１セメスターで４月10日（金）～23日（木）），「Webによる履修登録」と「履修カード」の提出が行われる。履修登録期間終了直後の１週間（同４月27日（月）～５月７日（木），期間中に３日間の祝日）を「確認訂正等」の期間として設定しており，３週間で履修登録者が確定する。

学生ははじめの２週間のうちに授業科目を確定し，それまでに決められなかった場合は確認訂正等の期間に履修を確定させる。

１週目の授業の実施方法については，担当教員の自主的判断に委ねている。ガイダンスとして半分程度の時間で終了する教員もいれば，初回から本論に入る教員もいる。なお，同一時限に開講される複数の授業科目の選択にあたって，履修登録期間中の授業を受講できなかった場合には，当該学生がみずからの責任で補完するものとする。

②履修登録方法

選択科目の履修登録にあたっては，（学部学生の場合，）学生が各自，Webによる履修登録を行うとともに，

- **開講対象学生が履修の場合（自組履修）**：担当教員の指示があったときは「履修カード」（白色）を提出する。具体的には，受講者の氏名確認や受講者数等の調整に使用する等の場合に指示がなされる。
- **開講対象以外の学生が履修の場合（他組履修）および大学院生・科目等履修生等が履修の場合**：全員が「履修カード」（桃色（他組履修）／緑色（大学院生・科目等履修生・特別聴講学生））を担当教員に提出する。

次項で述べる理由により受講者の選別が行われる場合は，その選別をふまえ，Webによる履修登録を行う。受講資格が与えられなかったにもかかわらず，当該科目に

＜学生の履修登録の流れ＞
（日程は平成21年度第１セメスター）

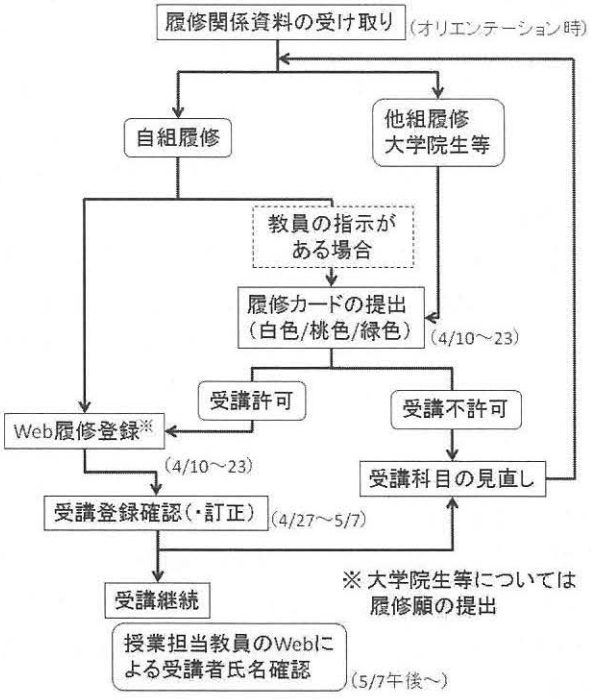

ついてWebによる履修登録を行い当該授業を履修した場合については，学生の自己責任とする。学生の自己管理能力が尊重された設計となっている。

学部学生の履修登録において，学教上はWebでの履修登録データが基本的に利用されており，履修カードは授業担当教員の受講者確認など補完的に利用されるかたちで制度が構築されている。成績報告なども，Webでの履修登録データをもとに原則的にWebで実施されている。

③受講者数と教室

前年度実績にもとづき，各授業について教室を配置する。受講者が多い場合（あるいは少ない場合），以下のいずれかの対応を担当教員が行う。

・教室に比較して受講生が多い場合，あるいは少ない場合は，担当教員が教務に連絡し，教室の変更を行う。また，履修登録確定後，履修者数と教室規模を比較し，適応していない場合は，授業担当教員と相談の上，可能な限り教室変更をする。
・受講生が多い場合には，担当教員の判断に基づき受講者の制限を行うこともできる。その方法については，抽選や小レポートなど担当教員の裁量に委ねられる。

なお，教室変更があった場合，その旨を掲示板に掲示するほか，次回授業時に教室にドアに指示を掲示するほか，場合によっては教務担当者が授業開始前に教室前で直接，指示を行うこともある。

（５）キャップ制度について

キャップ制度については，一部の学部（工学部，経済学部，理学部）で導入している。他の学部でも，大枠では受講科目の目安を設けているものの，キャップ制度として厳格に運用しているわけではない。

キャップ制度を導入している学部で，登録時に，全学教育科目の登録数が超過している事例があるが，ほとんどは２単位超過であり，該当学生数も各学部10名以下程度であり，キャップ制度は学生のあいだに浸透しているといえる。

（６）成績の平準化について

成績の平準化に関連して，以下の取り組みを行っている。

・理系の必修科目については，化学など各科目の委員会で，授業内容および成績基準について議論してもらうかたちで実施している。
・英語科目については，独自の授業内容がよいという学生からの意見もあり，統一試験を実施するなどのかたちでの対応は行っていない。そのかわり，大枠の指針を設定するとともに，ＴＯＥＦＬ－ＩＴＰの結果を，２セメの成績に30％の配分で組み込んでいる。

（７）授業評価アンケートの活用について

授業評価アンケートの結果を活用するため，各教員は，「授業実践記録」を科目ごとに提出するかたちになっている。授業実践記録は，Ａ4・１枚程度のフォーマットで，学習・到達目標，授業での工夫点，授業評価アンケートへの意見，成績評価についてなどの項目からなり，ウェブ上で入力・管理するかたちになっている。授業実践記録の提出については，強制力はないにもかかわらず，６割以上の教員が授業実践記録を提出しているとのことであり，広く活用されている様子がうかがえる。

参考資料

・東北大学教育・学生支援部教務課『平成21年度全学教育授業担当教員必携』
・東北大学『平成21年度全学教育科目履修の手引（シラバス）』
・関内隆・宇野忍・縄田朋樹・葛生政則・北原良夫・板橋孝幸「東北大学全学教育における授業実践・評価・改善サイクルの新たな取組―「授業実践記録」作成と「ミニットペーパー」の活用」，『東北大学高等教育開発推進センター紀要』，２号，197-210頁

本調査の意義と当面の方向性　―むすびにかえて―

（１）本調査の意義

授業科目の正式登録までの猶予期間の設定については，制度の名称はともかく，調査対象とした３大学のいずれもが，「履修登録猶予期間」を何らかの形で制度化していた。

もとより，同制度が，一律に全ての授業科目に対して適用されているわけではなく，それぞれの大学のカリキュラム体系や教育システムに応じて，必修科目や指定の科目もしくは科目群を適用除外とする扱いがなされていた。

「履修登録猶予期間」の運用手続については，金沢大学，東北大学ともに，「Webによる履修登録」と「履修カード（受講票）の提出」を併用している点に共通性が見られた。但し，金沢大学が，双方の手続に同等のウェイトを置いて運用していたのに対し，東北大学の場合，Web方式の履修登録が原則で，「履修カード」の提出は受講者確認など補完的役割を担うものとして位置づけられて

いた。また，いずれの大学も，受講者数に制限を加えるに当っては，抽選や小レポート提出を求めてこれを行っていた。

「履修登録期間」中の授業をどう進めるかについては，金沢大学が，初回の授業を「科目ガイダンス」として位置づけている以外，他の２大学とも，担当教員の裁量に委ねられており，その分，学生の「自己責任」の比重が大きくなるという側面が存することも否めなかった。

履修登録上限，いわゆるキャップ制については，今回調査を行った大学のいずれもが，全学的もしくは一部の学部についてといった差異はあれ，何らかの形で導入していた。国際基督教大学の場合，前学期のGPAの状況を見て，成績不振の学生に対しては，アドバイザー教員が，キャップを超えた履修計画表に対して修正を求めるなどの配慮措置が講じられていた。東北大学の場合，キャップ制を導入している学部の学生が「全学教育科目」の履修登録を行うに際し，履修登録上限を超えて登録をしようとする学生の数はごくわずかで，同制度は学生たちの間には浸透していることが窺えた。なお，金沢大学の場合，「共通教育」の教育課程全体を通じ，キャップ制，GPAのいずれの制度も導入済みであった。

ところで，キャップ制は，各セメスターで履修できる授業科目数に制限を設けることにより，教室内，教室外での学習時間を学生に対して十全に確保させようとする制度である。そうした登録上限設定された科目群を１セメスターの期間内に履修する学生にとって見れば，それらの科目を自身の責任と判断で選択したという基本認識の下，各授業科目を深くかつ丁寧に学習し，授業目的に適った知識・能力を身につける機会と時間が保証されることを意味する。その一方で，成績評価に当っては，履修選択した授業科目の１つ１つが，大きな重みをもつものと看做され，学生の「仕上がり度」が「授業目的」に整合しているかどうかの確認が厳格になされることをも意味する。GPAの意義の一端は，こうした点に見出すことができる。そこでは，自身が，キャップ制の下で履修登録した授業の放棄や最終試験の放棄は，成績評価の際に不利に扱われることになる。「単位の実質化」は，キャップ制，GPAに係る制度を併用することで，より確かなものとなる。

キャップ制，GPAの制度が構築されているという条件の下で，学生は，履修しようとする授業科目を選択し，これを実際に履修登録するに当り，慎重に自身の受講する授業科目の目的・内容及び授業形態・方法を吟味することを欲するであろう。「履修登録猶予期間」を設ける意味は，まさにこの点にある。キャップ制やGPAの制度と対にしつつ，「履修登録猶期間」の制度を導入し，適切な運用を行うことができれば，それは真の意味での「単位の実質化」につながりうる。もしそうした制度措置を講じることなく，「履修登録猶期間」の制度導入のみを希求すれば，それは「単位の実質化」につながるどころか，「単位の空洞化」に道を開く端緒ともなりかねない。

（２）「履修登録猶予期間」制度の有為性とその課題

「履修登録猶予期間」制度は，キャップ制やGPAの導入によってその内実が保証される「単位の実質化」を補完し得るシステムであるが，それ自体が「単位の実質化」の不可欠の構成要素として位置づけられるものではない。その意味において，「履修登録猶予制度」が「単位の実質化」の問題とは密接に関連する制度であることを是認しつつ，同制度の導入に伴う利点と問題点を，「単位の実質化」の問題とは一応区別する形で整理することには一定の意義があるものと考える。最後に，そうした利点と問題点を以下に摘示する。

まず，「履修登録猶予期間」制度の利点としては，次のような点が挙げられる。

第一は，個々の学生に対し，学習プロセスの最終段階で授与される学位に相応しい教養的知識，基礎的知識や必要な能力の習得に向け，そのための体系的・順次的な授業を選択するための判断を可能とする期間が保障される，という点である。第二は，第一の点に関連して，学生自らが直接授業に出席しそうした判断を行うにとどまらず，異なる授業に接した学生間の情報交換の中で，実際には出席していない授業についても有益な情報がもたらされることが期待される，という点である。第三は，授業担当教員としては，学生に対し当該授業の内容や到達目標を懇切に伝える中で，当該授業を本当に履修しようとする意欲を持った学生のみを履修登録させる効果が期待できる，という点である。第四は，登録期間にゆとりが生まれることで，学生，事務局双方において，履修登録作業への負担（感）が軽減できる，という点である。

一方，「履修登録猶予期間」制度の問題点としては，次の点を指摘することができる。

第一は，第１回目の授業が，実質的には「ガイダンス」に終始し正規の授業ではないとの誤解を与える惧れがあることに加え，履修登録期間が後ろにずれ込みことに対し，一部学生の中に，この期間は「授業そのものに出席

しなくてもよいのでは」という安易な考え方が醸成される懸念がある，という点である。第二は，こうした授業科目ガイダンスの期間が制度化され，履修登録者名簿の確定が遅れることに伴い，十全な授業進行を確保するという教員の授業へのモチベーションが低減することが危惧される，という点である。第三は，第二の点に関連して，こうしたガイダンス期間にあっては，当該授業の履修登録者が不確定な状況に置かれているため，授業の本題に踏み込むことを躊躇する教員も少なからず出てくる（当該期間の講義は，事実上，試験対象範囲から除外することを余儀なくされるが故に）ものと予想される，という点である。このことは初回からの積み上げ型の講義において顕著であろう。第四は，履修登録には，学生数と教室規模の調整や，履修登録システムの改編など，さまざまな作業と関連があり，履修登録に猶予期間を設けることで，そのような作業が増える可能性がある，という点である。

これまで見てきたように，「履修登録猶予期間」制度は，学生が登録する授業科目を登録するに際し，各授業科目の授業目的や授業内容等を精査する時間的余裕を彼らに提供し，そのことが「単位の実質化」においてある種の補完的役割を果たす場合があることを理解できた。

しかし，2008（平成20）年12月24日の中央教育審議会『学士課程教育の構築に向けて（答申）』は，「「単位の実質化」の問題に関連して「１単位当りの授業時間数が，大学設置基準の規定に沿っている必要がある。具体的には，講義や実習等の授業の方法に応じて，15～45時間とされており，講義であれば１単位当り最低でも15時間の確保が必要とされる。これには定期試験の期間を含めてはならない」のと見解を明らかにした。この記述は，「定期試験」との関連の中で，講義１単位15時間の確保の必要性を論じたものであるが，これは，「履修登録猶予期間」設定の可否の問題にもそのまま妥当する論点である。すなわち，学生が「履修登録猶予期間」中に，後に登録した授業科目とは異なる他の科目を受講していれば，実際に履修登録した授業科目にあっては（追加的に猶予期間中に行われた授業がまた別の機会に提供されるという配慮措置が講じられない限りにおいて），15時間が担保されたことにはならない。この考え方によれば，「履修登録猶予期間」の設定は，単位の実質化に貢献し得るどころか，その運用を誤れば，「単位の実質化」という法令上の要請に対するマイナス要因として作用する危険すらあるのである。

「履修登録猶予期間」の設定に係る問題は，キャップ制やGPAの導入問題とリンクさせるとともに，大学設置基準等の法令への適合性にも配慮しつつ，「単位の実質化」の内実をより豊かなものとしていく方途を模索していくという視点に立脚して再検証することが求められよう。

（はやた　ゆきまさ　　大学教育実践センター・教授）
（もちづき　たろう　　大学教育実践センター・教授）
（なかむら　まさき　大学教育実践センター・准教授）